

療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

指定届出一覧

届 出 内 容	指定年月日
保険医療機関	令和7年6月1日
結核指定医療機関	令和7年6月1日
生活保護法及び中国残留邦人等 支援法指定医療機関	令和7年6月1日
マイナンバーカードの 健康保険証利用・参加医療機関	令和7年6月1日
難病医療費助成指定医療機関	令和7年6月1日

施設基準届出一覧

届 出 内 容	指定年月日
情報通信機器を用いた診療に係る基準	令和7年6月1日
ニコチン依存症管理料	令和7年6月1日
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規 定する遠隔モニタリング加算	令和7年9月1日
外来感染対策向上加算	令和7年12月1日
外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	令和8年3月1日
電子的診療情報連携体制整備加算 2	令和8年6月1日
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に 規定する持続陽圧呼吸療法充実管理体制加算	令和8年6月1日
心不全再入院予防継続管理料 3	令和8年9月1日

療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

◆診療明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

◆一般名処方について（1）

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う事を推進しています。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

◆一般名処方について（2）

一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

◆長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者の希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者様の自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。ご理解頂きますよう、よろしくお願いいたします。

◆医療DXについて

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定しております。

当院では、医療DX推進体制整備について以下のように対応しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行っております。

療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

◆生活習慣病管理料

当院では患者様の状態に応じて、28日以上 of 長期処方を行うこと、リフィル処方箋を発行することのいずれにも対応が可能です。長期処方やリフィル処方箋の発行が可能であるかにつきましては、患者様の病状に応じて担当医が判断いたします。何卒ご理解の程、よろしくお願いいたします。

処方せんの使用期限についてのお知らせ

処方せんの有効期間は交付の日を含めて**4日以内**となっております。（ただし、長期の旅行など特殊の事情があると認められる場合は、この限りではありません）有効期間の切れた処方せんは無効となります。その場合は再度、医療機関を受診し、改めて処方せんの交付が必要となりますので、ご注意ください。

院内感染防止対策に関する取り組みについて

感染防止対策は、安心で安全な医療を提供するために必要不可欠なものであり、組織として積極的に取り組むことが大切であると考えています。

当医院では、院内に感染対策部門を設置し、院内感染予防や感染拡大防止の推進に積極的に取り組んでいます。取り組み内容は、以下の通りです。

1. 必要な感染対策についての管理・指導

院内感染管理者により、定期的に院内巡回を行い、現場の状況を把握し必要に応じて具体的な指導を行っています。

2. 感染予防対策に係る職員教育

年に2回程度、院内感染管理者が主導して、全職員へ定期的に院内研修会を実施しています。また、院外で開催されるカンファレンスや新興感染症の発生を想定した訓練にも参加しています。

3. 抗菌薬の適正使用

抗菌薬使用に際して、原則として各種迅速検査結果をもとに要否を判断した上で、**AWaRe**分類を考慮した抗菌薬選択を行うなど、適正使用に努めています。

4. マニュアル作成や改訂

院内感染防止対策推進のため、院内感染防止対策マニュアルを作成し、全職員への周知徹底に努めています。また、年に1回程度見直しを行い、必要に応じて改訂を行っています。

5. 地域の医療機関との連携

感染防止対策強化のため、県立丹波医療センターや丹波市医師会と定期的に会議を行い、感染防止対策に関する助言や指導を受けています。